

不利益処分個別票

| | |
|-------------------|--|
| 所管局部担当名 (電話番号) | 健康局保健所管理課 (06-6647-0923) |
| 処分担当名 | 同上 |
| 処分の名称 | 特定医療費（指定難病）の支給認定の取消し |
| 概要 | 処分基準に該当する場合、指定難病（特定医療費）支給認定を取り消すことができる。 |
| 根拠法令等 及び条項 | 難病の患者に対する医療等に関する法律第 1 1 条第 1 項 |
| 処分基準 | 次に掲げる場合には、支給認定を取り消すことができる。 1 支給認定を受けた患者が、法第七条第一項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるとき。 2 支給認定患者等が、支給認定の有効期間内に、本市以外の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 3 支給認定患者等が、正当な理由がなく、法第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による命令に応じないとき。 4 その他政令で定めるとき。 |
| ホームページ | http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000428145.html http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000443997.html |
| 備考 | |